

津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 4 項の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定するものとし、地球温暖化対策計画に即して、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等に向けた取組を推進するものとします。

計画の推進に当たっては、あいち地球温暖化防止戦略 2030 に配慮するとともに、上位計画である津島市総合計画を踏まえつつ、本市の各種関係計画等との整合・連携を図るものとします。

1.2 計画の対象範囲・対象とする温室効果ガス

市の区域の全域を対象とします。また、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に定める 7 種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素とします。

温室効果ガスの種類	部門・分野	主な発生原因
エネルギー起源二酸化炭素	産業部門	製造業／建設業・鉱業／農林水産業の工場・事業所におけるエネルギー消費
	業務その他部門	事業所・商業施設等におけるエネルギー消費
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費
	運輸部門	自動車（旅客／貨物）におけるエネルギー消費
非エネルギー起源二酸化炭素	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処分

1.3 計画の期間

2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間とします。

社会情勢や環境課題の動向の変化、津島市総合計画の改定等に対応するため、計画の進捗状況等を踏まえ、5 年程度を目途として、必要に応じて見直しを行うものとします。

【基準年度】

2013（平成 25）年度

【目標年度】

短期目標 2030（令和 12）年度

中期目標 2035（令和 17）年度

長期目標 2050（令和 32）年度

2 区域の状況

2.1 区域の環境特性

自然、社会及び環境に関する地域の環境特性は、第 3 次津島市環境基本計画によります。

2.2 温室効果ガス排出量の現況推計の方法

温室効果ガス排出量の現況推計は、環境省の「自治体排出量カルテ」によるものとします。

「自治体排出量カルテ」の推計値は、国の温室効果ガス排出量を基に、電力・燃料消費量、人口、世帯数、事業所数、走行距離等の自治体別データを用いて按分した推計値となります。

2.3 温室効果ガス排出量の推移

市の区域から排出される二酸化炭素の排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度の 422 千 t-CO₂ をピークとして、減少傾向にあります。直近の 2022（令和 4）年度には、基準年度から 22.0%減少して、329 千 t-CO₂ となり、前計画の短期目標（2025 年度）である削減率 18.0%を上回る削減率となっています。

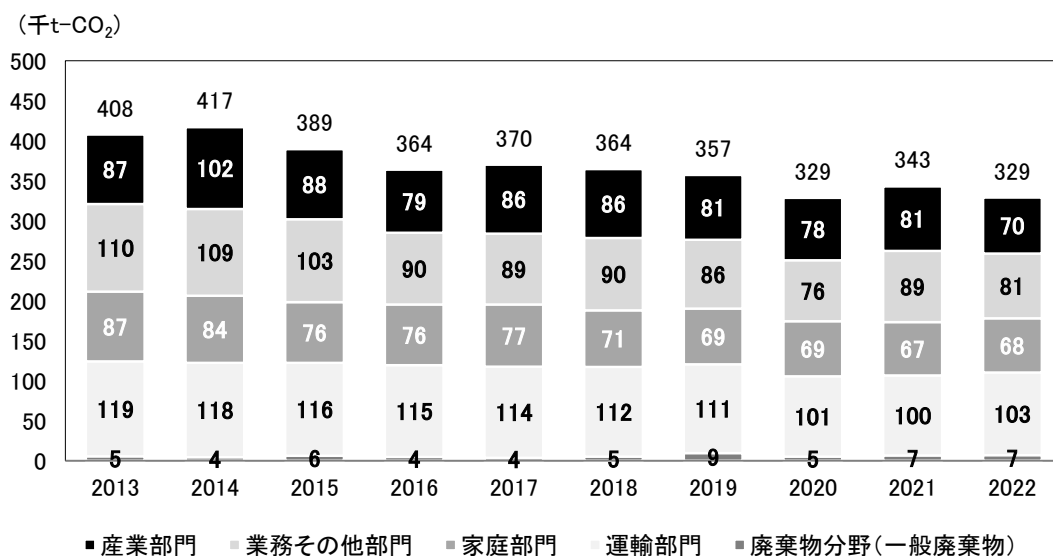


図 部門・分野別二酸化炭素排出量の推移

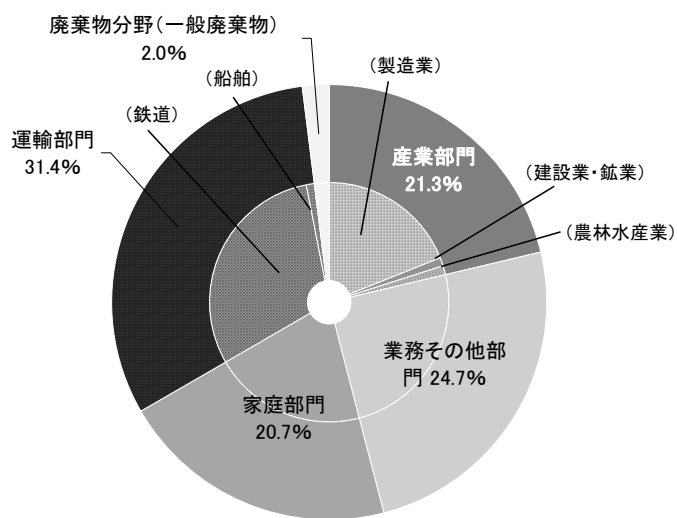
出典：環境省 自治体排出量カルテ

2.4 部門・分野別排出量の内訳

2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門の占める割合が 31.3%と最も高く、業務その他部門 24.6%、産業部門 21.3%、家庭部門 20.7%と続いています。

産業部門の占める割合が愛知県の 48%及び全国の 42%と比べて低くなっています。なお、近隣のあま市や愛西市と比べて、業務その他部門の割合が 1 割程度高くなっています。

基準年度である 2013（平成 25）年度と比較すると、全ての部門で排出量が減少していますが、業務その他部門及び家庭部門で大きく減少し、業務その他部門の構成割合が低くなっています。



部門・分野	2022年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	329	100.0%
産業部門	70	21.3%
製造業	62	19.0%
建設業・鉱業	4	1.1%
農林水産業	4	1.2%
業務その他部門	81	24.7%
家庭部門	68	20.7%
運輸部門	103	31.4%
自動車	100	30.3%
旅客	56	17.0%
貨物	44	13.3%
鉄道	4	1.1%
船舶	0	0.0%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	7	2.0%

図 部門・分野別二酸化炭素排出量の内訳

出典：環境省 自治体排出量カルテ

2.5 区域の温室効果ガス排出量の削減に向けた課題

第 3 次津島市環境基本計画で示す基本方針 1-1（地域における地球温暖化対策の促進）によるものとします。

3 計画の目標

3.1 目指す将来像

第3次津島市環境基本計画の基本目標1で示すまちの将来像によるものとします。

3.2 温室効果ガス排出量の将来推計の方法

温室効果ガス排出量の削減目標設定のための基礎資料として、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の2030（令和12）年度及び2035（令和17）年度の二酸化炭素の排出量について、将来推計（BAU推計）を行いました。

■将来推計（BAU推計）の考え方

本計画における将来推計（BAU推計）は、基準年の温室効果ガス排出量を基に、人口や世帯数、経済活動量等の将来見通しを反映しつつ、新たな温暖化対策を講じない場合の排出量を推計したものです。この推計は、現状の排出構造やエネルギー利用形態が基本的に継続することを前提とし、対策の効果を把握するための比較基準として位置付けるものとなります。

■算出方法

将来推計（BAU推計）は、環境省が提供する「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（2016.3）を用い、以下の方法により算出しました。

- ・基準年の自治体別温室効果ガス排出量（自治体排出量カルテ）を基礎データとした。
- ・産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）の部門・分野別に推計を行った。
- ・人口の将来変化要因を反映し、排出量を算出した。

■将来推計（BAU推計）の設定条件

- ・省エネルギー対策による削減効果のみを見込んだ推計とし、自治体独自の新たな地球温暖化対策や追加的施策を見込まないこと。
- ・国の目標達成を前提とした上乗せ的な削減効果を考慮しないこと。
- ・排出原単位は、原則として、基準年の水準を維持するものとする。
- ・電力の排出係数については、国が示す将来見通し等に基づく設定を用いること。

3.3 温室効果ガス排出量の将来推計

2022（令和 4）年度の二酸化炭素の排出量は、基準年度に対して、22%の削減となりました。将来推計（BAU 推計）によれば、2030（令和 12）年度には、現状すう勢による排出量は 306.3t-CO₂ と予測され、2022（令和 4）年度から 6.9%減少し、基準年度から 27.4%減少すると見込まれています。

表__二酸化炭素排出量の将来推計

区分			2013 基準年度 (千t-CO2)	2022 (千t-CO2)	2030		2035		
					現状すう勢 (BAU) (千t-CO2)	削減率 (%)	現状すう勢 (BAU) (千t-CO2)	削減率 (%)	
省エネ ルギー 対策	産業部門	製造業		80.0	62.4	64.3	19.6	60.5	24.3
		建設業・鉱業		5.0	3.7	3.6	28.6	3.4	32.7
		農林水産業		1.0	4.0	3.6	△257.1	3.4	△236.3
	業務その他部門		118.0	81.1	79.5	32.7	74.8	36.6	
	家庭部門		94.0	68.1	59.8	36.4	56.3	40.1	
	運輸部門	自動車	旅客	71.0	55.9	47.3	33.4	44.6	37.2
			貨物	43.0	43.7	38.4	10.7	36.1	15.9
		鉄道		5.0	3.6	3.6	28.0	3.4	32.7
		船舶		0.0	0.0	0	0.0	0	0
		廃棄物分野 (一般廃棄物)		5.0	6.5	6.2	△25.0	5.9	△17.7
計			422.0	329.1	306.3	27.4	288.4	31.7	

出典：環境省 自治体排出量カルテ

3.4 温室効果ガス排出量の削減目標

市の区域からの二酸化炭素排出量について、2013（平成 25）年度比で 2030（令和 12）年度に 46%削減、2035（令和 17）年度に 60%削減を目標とします。

なお、地球温暖化対策計画（2025 年 2 月・環境省）では、温室効果ガス総量の削減目標として 2013（平成 25）年度比で、2035（令和 17）年度 60%削減、2040（令和 22）年度 73%削減と示されています。

本市では、2050（令和 32）年ゼロカーボンシティの表明に基づき、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）を長期目標とします。

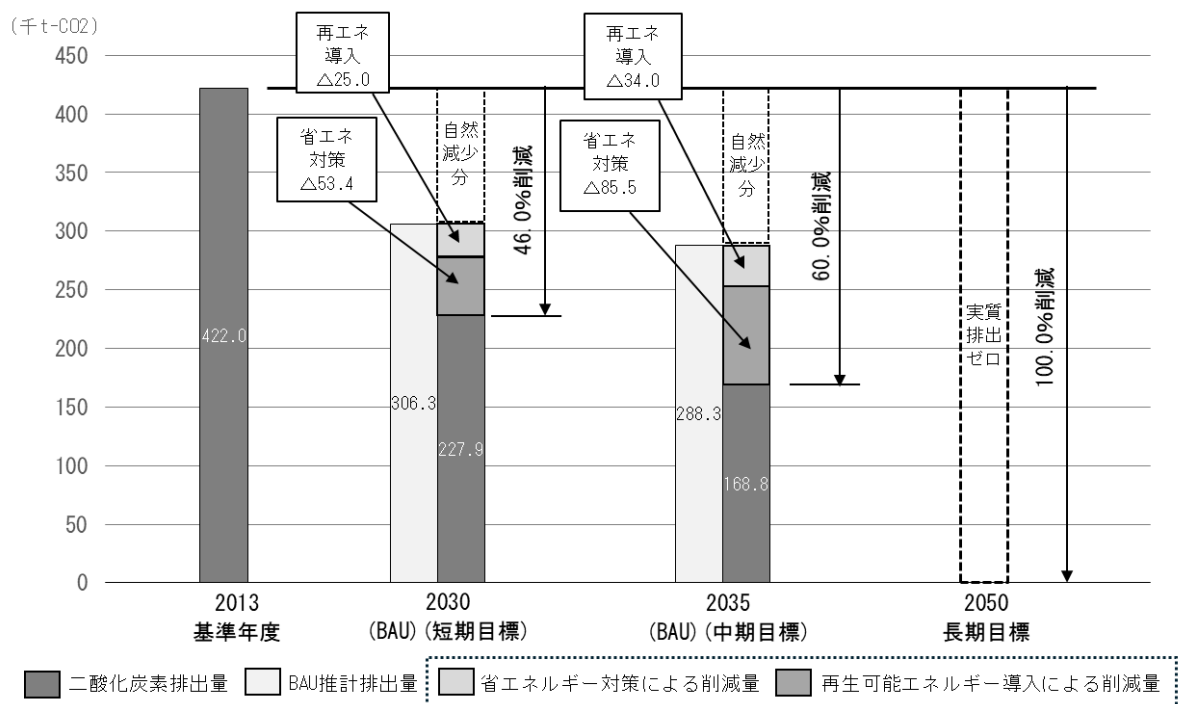


図 二酸化炭素排出量の削減目標

※二酸化炭素排出量の削減目標は、基準年度の排出量と目標年度の排出量の差分から、BAU 推計による自然減少量と再生可能エネルギー導入による削減量を控除した数量を省エネルギー対策によって削減することとしています。

なお、再生可能エネルギー導入による削減量は、再生可能エネルギー導入ポテンシャルに基づき設定し太陽光発電設備の導入率から算定した年間予測発電量としています。

3.5 温室効果ガス排出量を削減する施策に対する指標

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて展開する施策に対する指標として、本市における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量に対する太陽光発電設備の導入率から太陽光発電設備容量を設定しました。

表 温室効果ガス排出量を削減する施策に対する指標

指標名	現状 (2023)	指標 (2030)	指標 (2035)
太陽光発電設備容量	24,336 kW	42,000 kW	58,000 kW

表 太陽光発電設備の導入実績

(単位 kW)

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
10kW 未満	4,670	5,171	5,708	6,096	6,567	7,094	7,488	8,079	8,816	9,527
10kW 以上	6,340	9,108	11,085	11,706	12,476	13,477	13,844	14,122	14,573	14,810
合計	11,010	14,279	16,793	17,803	19,043	20,571	21,332	22,200	23,389	24,336

出典：環境省 自治体排出量カルテ

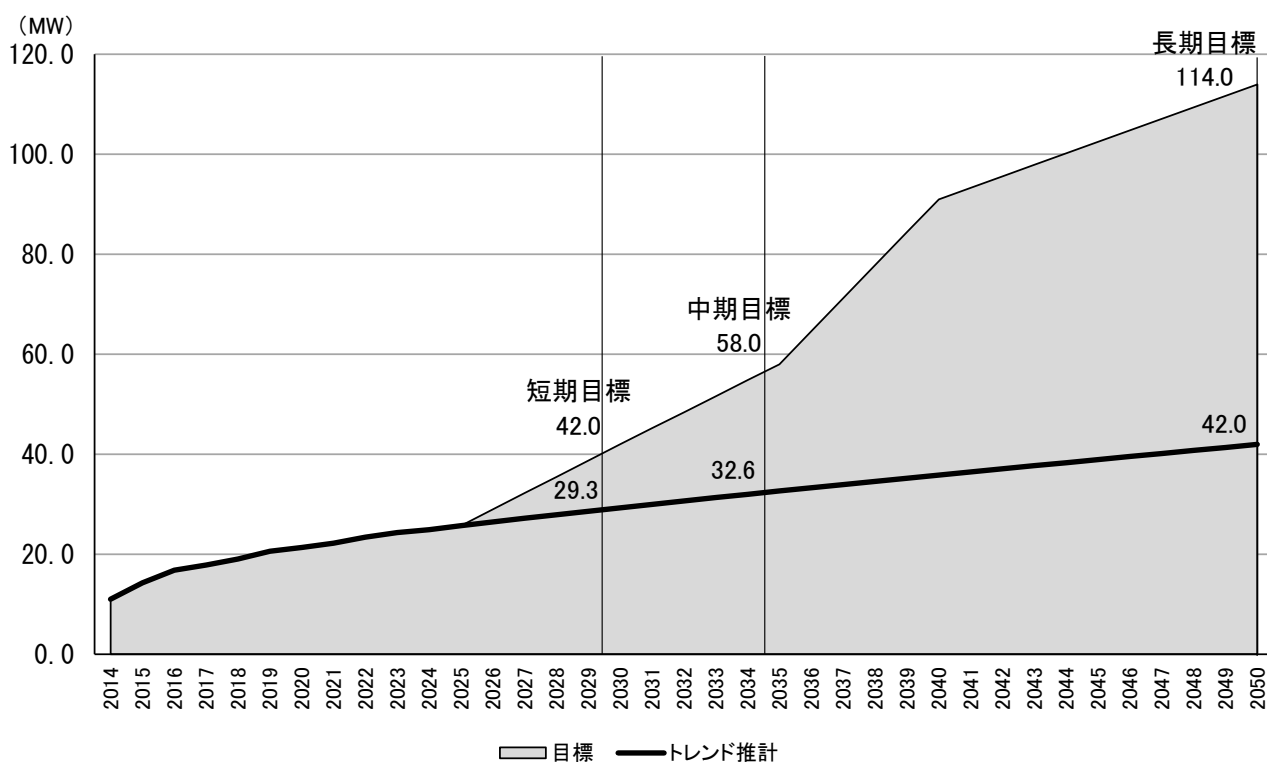


図 太陽光発電設備容量の推計

表 太陽光発電設備の導入率と発電量の推計

部門	中区分	小区分	導入率			年間予測発電量 (MWh)		
			2030	2035	2050	2030	2035	2050
産業部門	建物	工場・倉庫	20%	25%	50%	4,090	5,113	10,226
		その他建物	20%	25%	50%	20,190	25,237	50,475
	計		—	—	—	24,280	30,350	60,701
業務部門	建物	官公庁・病院・学校	50%	60%	100%	12,433	14,920	24,867
		その他建物	20%	25%	50%	22,184	27,730	55,460
	土地	一般廃棄物	20%	25%	50%	1,635	2,044	4,088
	計		—	—	—	36,252	44,694	84,415
家庭部門	建物	戸建住宅等	15%	25%	50%	36,390	60,650	121,300
		集合住宅	15%	25%	50%	892	1,487	2,974
	計		—	—	—	37,282	62,137	124,274
運輸部門	建物	その他建物	20%	25%	50%	24,926	31,157	62,314
合計			—	—	—	122,741	168,338	331,703

※年間予測発電量は、1日8時間発電した場合の年間（365日）の発電量

4 基本方針と施策

4.1 基本方針

第3次津島市環境基本計画で示す基本方針 1-1（地域における地球温暖化対策の促進）によるものとします。

4.2 施策と取組

第3次津島市環境基本計画で示す次に掲げる施策によるものとします。

- 施策 1-1-1 省エネルギーの推進
- 施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進
- 施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進
- 施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進
- 施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進
- 施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進
- 施策 5-2-1 環境に関する情報の充実
- 施策 5-2-3 環境保全活動の推進
- 施策 5-2-2 パートナーシップによる施策の推進

4.3 重点環境戦略

第3次津島市環境基本計画で示す重点環境戦略 1（再生可能エネルギーを軸としたゼロカーボンシティの実現）によるものとします。

5 計画の推進

計画の推進体制及び進捗管理は、第3次津島市環境基本計画と共通とします。

2 環境施策

基本目標 1 緩和と適応でゼロカーボンを目指すまち

基本方針 1-1 地域における地球温暖化対策の促進

日常生活や社会経済活動の様々な場面において、エネルギー使用の総量の削減、化石燃料の使用削減、再生可能エネルギーの利用を促す施策と併せて、一人ひとりの意識改革と行動変容による脱炭素型のライフスタイルや企業経営への転換を促す施策を推進するとともに、脱炭素型まちづくりを展開して、地域からの二酸化炭素の排出量の削減を推進します。

現況・課題

- 本市では、2023（令和 5）年 7 月に世界首長誓約／日本に署名、2024（令和 6）年 2 月に脱炭素社会の実現に向けて、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）に取り組むゼロカーボンシティ表明を行いました。市民への浸透が進んでいません。
- 市民の意識として、地域の環境をより良い状態で将来に残すために重要なもののうち、地球温暖化対策の位置付けが低くなっています。

- 市の区域からの二酸化炭素排出量は、減少傾向にあり、当面の目標を達成していますが、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（ネット・ゼロ）を実現するには、十分とは言えない状況にあります。

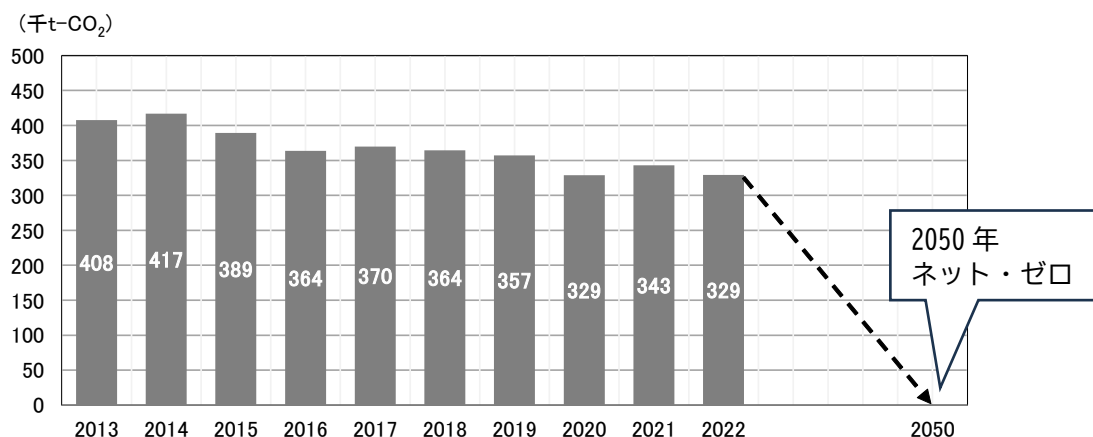


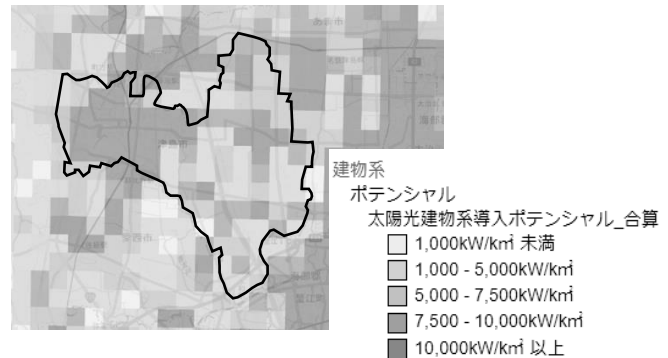
図 津島市における二酸化炭素排出量の推移

資料：環境省 自治体排出量カルテ

二酸化炭素排出量削減の加速化が必要

再生可能エネルギーの利用促進が必要

○再生可能エネルギーのうち太陽光発電の導入ポテンシャルは、区域内のエネルギー使用量を上回っていますが、導入された設備容量は、8.6%に止まっています。再生可能エネルギーの確保の手段として、太陽光発電設備の導入の余地が多く残されています。



資料：環境省再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS(リーボス)]

人やモノの移動で排出される二酸化炭素の削減が必要

- 本市では、世帯当たりの自動車保有台数が全国や愛知県の平均よりも多く、愛知県内でも通勤・通学での自動車依存が高くなっています。
- 市の区域から排出される温室効果ガスの構成割合は、運輸部門が最も高くなっています。

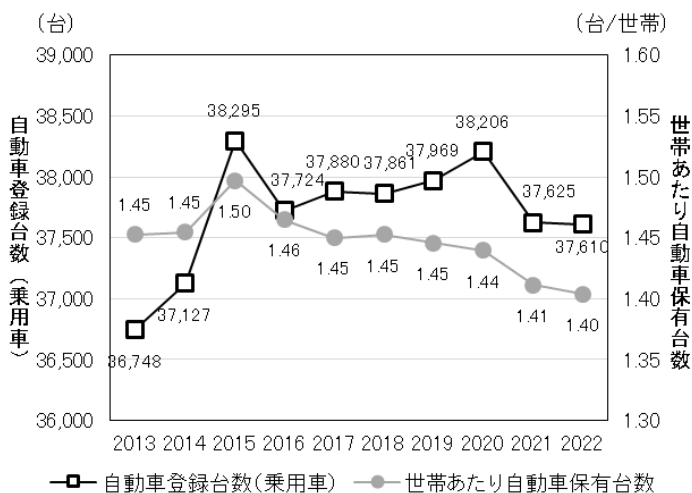


図 自動車登録台数と世帯当たり保有台数

資料：津島の統計

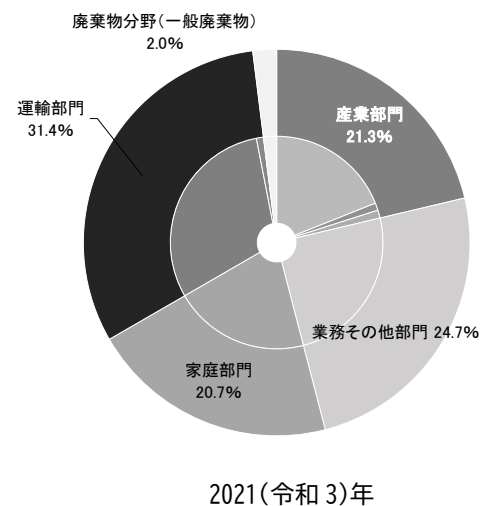


図 部門別二酸化炭素排出量構成比

資料：環境省 自治体排出量カルテ

脱炭素に向けた意識変革・行動変容が必要 ～ 「デコ活」のすすめ

○「デコ活」とは、「脱炭素 (Decarbonization)」と「エコ」を組み合わせた造語で、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた国民運動の愛称です。従来の「我慢する節約」から、「豊かで便利な暮らしが脱炭素につながる」という前向きなライフスタイルへの転換を目指し、断熱性の高い住宅への住み替えや、地産地消、テレワークの推進等、身近な選択をアップデートする一人ひとりの「賢い選択」が、新しい時代に求められています。

施策 1-1-1 省エネルギーの推進

住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、家庭・事業所等で使用する設備・機器・照明の高効率化、エネルギー管理の徹底等を図るとともに、日常生活や事業者の事業活動における普段からの省エネルギー行動を定着させることによって、エネルギー使用の総量の削減と建物の機能性・居住者や施設利用者の快適性の向上を同時に両立させる省エネルギー対策を徹底します。

行政の主な取組	○省エネルギーに関する情報提供・周知・啓発
市民の取組例	○住宅の断熱性能・省エネルギー性能の向上、省エネルギー性能の高い冷房・暖房設備・照明機器への更新 ○徹底的なエネルギー管理の実施 ○家電の設定温度の最適化、日射コントロール等による運用改善
事業者の取組例	○エネルギー効率の高い脱炭素製品・サービスの開発・提供 ○建築物の断熱性能・省エネルギー性能の向上、省エネルギー性能の高い動力設備・照明機器への更新 ○徹底的なエネルギー管理の実施 ○建築物の快適性や生産性を確保した設備・機器の最適制御、自動制御等による運用改善（エコチューニング）

施策 1-1-2 再生可能エネルギー等の利用促進

家庭や事業所等で消費されるエネルギーの半分以上を占める電気について、住宅・建築物等に設置した太陽光発電設備で発電した電気を蓄電して自家消費するほか、電気事業者から供給を受ける電気を再生可能エネルギー電気に切り替えることによって、再生可能エネルギーへの転換を推進します。

行政の主な取組	○太陽光発電設備・蓄電設備等の導入に関する情報提供・支援 ○地域の分散型エネルギーの活用を検討
市民の取組例	○住宅等への太陽光発電設備・蓄電設備等の導入 ○家庭で使用する電気の再生可能エネルギー電気への切替え
事業者の取組例	○建築物等への太陽光発電設備・蓄電設備等の導入 ○事業所等で使用する電気の再生可能エネルギー電気への切替え

施策 1-1-3 移動手段の脱炭素化の促進

人やモノの移動に使用する自動車については、エネルギー効率や環境性能に優れた次世代自動車の普及やエコドライブの実践を推進するとともに、過度に自動車に依存せず、公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けるエコモビリティライフを浸透させ、自動車の使用に伴う環境負荷の低減を図ります。モノの移動に関わる運輸・物流においては、自動車の運用や物流の改善等を推進するとともに、サービスの利用者と提供者の双方において、効率的な運輸・物流を実現する取組を推進します。

行政の主な取組	○次世代自動車の普及・利便向上の支援、エコドライブの推進 ○エコモビリティライフによる公共交通機関や自転車の利用の啓発 ○地域交通ネットワークの利便向上
市民の取組例	○次世代自動車の導入、エコドライブの実践 ○エコモビリティライフの実践による公共交通機関や自転車の利用 ○宅配ボックスや駅・公共施設・コンビニ等における宅配便受取の利用
事業者の取組例	○通勤交通マネジメントによる自動車通勤の抑制 ○次世代自動車の導入、エコドライブの実践 ○エコモビリティライフの実践による公共交通機関や自転車の利用 ○物流の効率化・合理化

施策 1-1-4 地域の脱炭素化の推進

集約型の都市構造を目指すまちづくりにおいて、居住やまちの機能の集約化、地域交通ネットワークの再編等による利便性や効率性の向上を図ることによって、日常生活や社会経済活動において固定的に発生する二酸化炭素の排出の抑制や環境負荷の低減が可能となるゼロカーボンシティの実現を支える基盤づくりを推進します。

デコ活アクションの実践や地球温暖化対策に関する啓発等を通じて、地球温暖化に対する危機感を共有し、一人ひとりの意識改革と行動変容を促し、日常生活や事業者の事業活動のあらゆる場面で脱炭素に取り組むまちへの転換を推進します。

行政の主な取組	○デコ活を通じた脱炭素型ライフスタイルの普及 ○脱炭素経営・環境経営に関する情報提供 ○集約型まちづくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）の推進
市民の取組例	○デコ活を通じた脱炭素型ライフスタイルの実践、グリーン購入の実践、温室効果ガスの排出の削減に寄与する製品・サービスの利用
事業者の取組例	○脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す環境配慮型の製品・サービスの開発・提供 ○デコ活を通じた脱炭素型ライフスタイルの実践、グリーン購入の実践、温室効果ガスの排出の削減に寄与する製品・サービスの利用 ○事業活動における環境配慮の促進、脱炭素経営・環境経営の導入

基本目標 5 学びとパートナーシップが根付くまち

基本方針 5-1 地域で行動する人材の育成

学校・保育園等での環境教育と地域・職場での環境学習を組み合わせることによって、発達段階やライフステージに応じた地域の環境に対する関心・共感を高める施策を展開し、環境や地域の課題解決に向けた主体的な行動ができる人材の育成を推進します。

現況・課題

○環境問題に関する関心度が高くなっています。年代別で見ると、30 歳未満では 72.1%に止まり、18・19 歳の 43.8%は、関心がないとなっています。

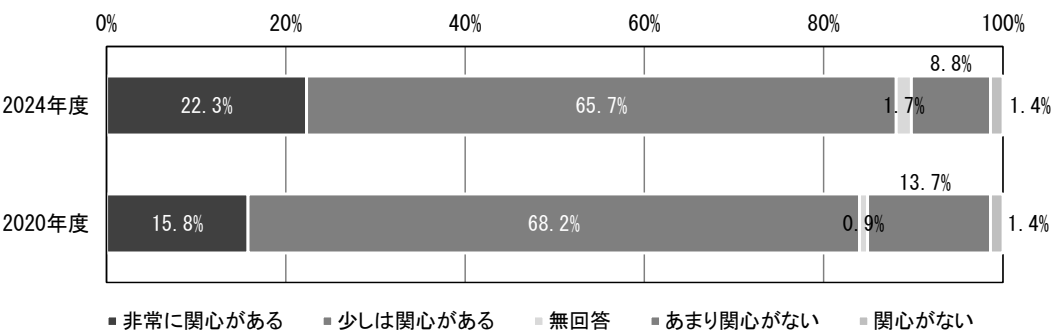


図 環境問題に関する関心度

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

○市民意識調査では、自然観察・体験イベント等で自然にふれあう取組を行っている割合は、10.8%に過ぎず、2019 年度の調査と比べて 12.5%低下しています。また、小中学生では、環境をより良くするためにしたいこととして、「環境について学ぶ講座や体験会に参加すること」は、5.7%で 15 項目中最下位となっています。

○世界的な環境危機とされる気候変動、生物多様性の損失、汚染は、地球上のあらゆる場所で連鎖的に起こっているため、これらを統合的に理解し、解決に導くために ESD が推進されています。特に、環境教育を受けた若年層は、他の年齢層を比べると、社会的な問題を意識した行動をとる割合が高いとされています。



人口減少が進展する中で、
関心を行動につなげて、地域で活動できる若者の育成が必要

継続的な環境学習ができる場や機会が必要

- 学校・保育園等で環境について学んだ後、引き続いて地域や社会で環境について学ぶことのできる機会や手段の充実が必要です。
- 自然を体験できるイベント等を通じて、環境についての関心を高め、環境学習につながる機会や仕組の構築が必要です。

【コラム】 情操を育む自然体験

文科省の「令和２年度 青少年の体験活動に関する調査研究結果報告」によると、小学生の頃の自然体験、社会体験、文化的体験や読書、手伝い等を多く行った子供は、高校生の時に自尊感情や外向性（自分のことを活発だと思ふこと）、精神的な回復力（新しいことに興味を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向きな傾向）といった項目の得点が高い傾向にあり、異年齢の子供と遊んだり、自然の中や空き地等で遊んだりした経験によっても、同様の傾向が見られたという報告がありました。

このうち、自然体験では主に自尊感情や外向性の意識に良い影響が見られ、例えば、12歳（小学６年生）の頃の自然体験の有無と、17歳（高校２年生）の頃の自尊感情を見ると、体験が多い子供は自尊感情が29.4ポイント、少ない子供は27.9ポイントと、自尊感情や外向性を高める効果があることが分かりました。

持続可能な地域の作り手の育成が必要

- カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを同時達成する経済システムに移行するために、地域や職場での環境学習は、この変革を支える「新たな成長」を生み出す人材育成として重要とされています。
- 職場での環境学習は、単なる知識習得ではなく、企業のサステナブル経営を実現する人材育成の側面があります。

【用語解説】 サステナブル経営

環境（E）、社会（S）、経済（G）の３つの側面に配慮した企業経営を通じて、長期的に持続する企業価値を作り上げていく経営手法です。エネルギー効率の向上や温室効果ガスの排出量削減、資源の循環と廃棄物管理による環境負荷の低減、持続可能な製品やサービスの提供等が実現されることによって、短期的な利益だけでなく、社会課題の解決と経済成長を両立させる戦略的経営と言えます。

施策 5-1-1 学校・保育園等での環境教育の推進

学校・保育園等では、自然体験、教科、環境学習等を通じて、生活につながる環境、環境との関わり、環境問題等について学ぶ機会を提供し、若年期から地域の環境を取り巻く問題に対する意識や共感を高めます。

環境教育で環境に対する知識・理解を深めつつ、地域の自然や文化を生かした体験活動や学びの成果を社会教育施設、団体、企業等との連携によって地域で共有し、環境や地域の問題を意識した行動ができる素養の醸成を推進します。

行政の主な取組	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等を通じた地域の環境を学ぶ機会の提供 ○学校・保育園等における環境教育の公表等による活動成果の地域への展開
---------	---

市民の取組例	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等に対する協力
事業者の取組例	○学校・保育園等における自然体験、環境教育等に対する協力・支援

施策 5-1-2 地域・職場での環境学習の推進

家庭での環境に関する会話や自然体験を通じて、身近な環境に対する気付き・関心を高めるとともに、インターネット等により提供される環境情報を活用した一人ひとりのニーズに応じた学びや行政・各種団体等が提供する環境学習の活用を推進し、地域における環境保全活動で行動できる人材の育成につなげます。

地域における経済と環境の調和を図るため、事業所においては、従業員の環境リテラシーの向上のための環境学習の機会の充実や地域の環境保全活動への参加を促進し、企業経営に環境の視点を取り入れた環境経営や環境人材の育成を推進します。

行政の主な取組	○地域の環境に関する情報、自然体験、環境学習等に関する情報の提供 ○社会教育・生涯学習と連携した ESD の視点による環境学習の機会の提供 ○事業者や団体等との連携による環境学習の推進
---------	--

市民の取組例	○地域の環境に関する学習の実施、地域・職場における環境学習への参加 ○学校・保育園等で学んだ環境保全に関する行動の家庭での実践、地域における自然体験への参加
事業者の取組例	○地域における自然体験、環境学習等に対する協力・支援 ○従業員に対する環境学習の機会提供、従業員の環境保全活動参加に対する支援、環境人材の育成

【コラム】 ESD（持続可能な開発のための教育）

（ESDの概要）

ESDは「Education for Sustainable Development」の略称で、単なる知識の習得ではなく、持続可能な社会の実現を目指して、「価値観の変容」と「行動の変化」を促すことを重視しています。人の活動に起因する地球規模の課題（気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等）を自分事として捉え、その解決に向けて行動できる力を養うことを目的として、次の3つの視点で行われます。

〔3つの視点〕

環 境	生態系の保全、資源の有効活用
経 済	公正な取引、持続可能な産業
社 会	多様性の尊重、平和、人権

（近年の動向）

現在、ユネスコが主導する新しい国際枠組み「ESD for 2030」（2020年～2030年）に基づいた取組が進んでいます。

① 全てのSDGsの達成に向けた「鍵」

ESDはSDGsの目標4.7に位置付けられていますが、近年では「教育そのものが全てのSDGs（17のゴール）を実現するための不可欠な実施手段」として再定義されています。

② 5つの優先行動分野

「ESD for 2030」では、具体的な成果を出すために以下の5分野に注力しています。

政策の推進： 教育政策や開発戦略へのESDの組み込み

学習環境の変革： 学校全体で持続可能性に取り組む「ホール・スクール・アプローチ」

教育者の能力構築： 教員や指導者がESDを実践できるスキルの習得

ユースのエンパワーメント： 若者が変革の主体として活動できる支援

地域レベルの活動： 自治体や地域コミュニティを基盤とした課題解決

③ 国内の動きと「中間支援機能」の強化

日本国内でも、学習指導要領に「持続可能な社会の創り手」の育成が明記され、学校教育と地域活動の連携が加速しています。

〔中間支援機能の重要性〕

学校単独では限界があるため、行政や「ESD活動支援センター」が、学校と企業・NPOを繋ぐコーディネーター（中間支援）として機能することが、近年の環境教育等促進法の改正等でも強調されています。

〔デジタル・ICTの活用〕

GIGAスクール構想等を通じ、遠隔地や海外の学校とつながる「重層的なネットワーク化」が進んでいます。

基本方針 5-2 連携・協働による環境保全活動の推進

環境に関する情報は、利用しやすい状態で十分な量を提供し、地域における環境保全のニーズや新たな担い手の掘り起こしを図るとともに、事業者や市民活動団体、地域団体等の多様な主体による環境保全活動の取組の情報を把握し、それぞれの有する能力・技術・資源等を生かした連携・協働のプロセスを通じて、各主体の信頼関係を築き、認識や方向性を共有する施策を展開し、参加する一人ひとりに多様な視点をもたらし、地域の人材育成と地域の課題解決力の向上を推進します。

現況・課題

○地域の環境に関する情報提供の分かりやすさに対して満足度が低くなっています。

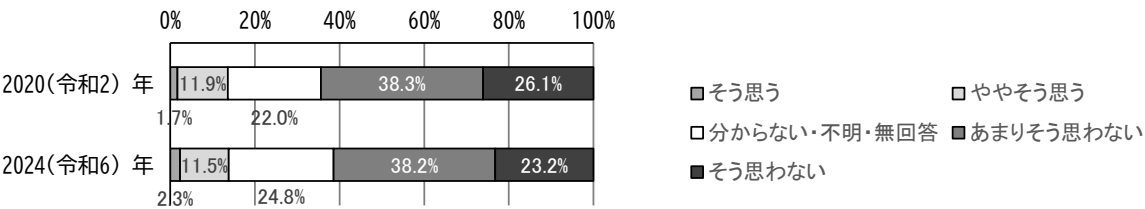


図 環境についての情報が分かりやすく提供されている（満足度）

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

○地域の活動団体では、構成員の高齢化等による活動の縮小がみられる等、地域での活動の担い手不足が顕在化しています。

○地域で環境活動を行う主体の育成や連携が進んでいません。また、地域コミュニティが抱える地域課題は多岐にわたり、環境課題として認識されていないものも多くみられます。



持続的に地域の環境課題を解決できる仕組みが必要

地域の環境に関する情報の充実が必要

○環境に関する情報の収集ツールとして、インターネットの利用が主流化しています。市のウェブサイトでは、情報を利用する者の情報リテラシーの差によって格差の生じないように情報提供を行っていく必要があります。

地域の環境保全活動への各主体の参画が必要

○環境保全活動には、多忙な

現役世代や若い世代を巻き込み、社会全体に広げることが必要です。

○活動を継続的なものとする

ためには、新たな担い手の育成が必要です。

一人ではなく、みんなで取り組む運動となること

取組方法についての情報が提供されていること

取組の社会的意義や責任が感じられること

取組の励みとなるものがあること

その他

不明

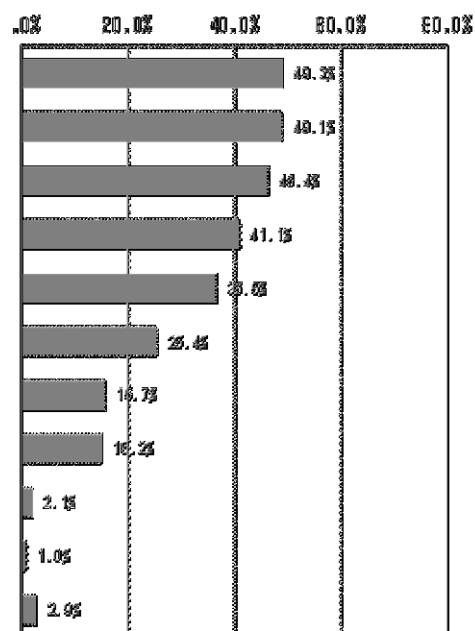


図 環境の保全につながる取組をより積極的に進めるために必要なこと

資料：津島市の環境に関する市民意識調査

パートナーシップの充実・強化が必要

○環境保全をめぐる課題は、地球規模かつ複雑化していることから、特定の主体だけでその解決を図ることが困難になっています。中間支援機能の活用を視野に入れつつ、市民、民案団体、事業者、行政等による対話を通じた協働取組が必要です。

【用語解説】 中間支援機能

行政と市民、事業者、NPO等の多様な主体をつなぎ、パートナーシップによる活動を円滑にする「コーディネーター」としての役割を担い、活動主体のマッチング、専門知識や情報の提供、活動拠点の整備等を行います。

第六次環境基本計画では、ヒト・モノ・カネ・情報を始めとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示等、協働取組を促進するために有効な機能とされています。

施策 5-2-1 環境に関する情報の充実

地球温暖化、気候変動、資源循環、生物多様性等の幅広い分野にわたる地域の環境に関する情報のほか、各主体が持つ環境保全に関する技術、資源、取組等に関する情報の収集・共有を推進します。

共有される環境に関する情報は、主体的な環境保全活動のための意思決定のきっかけや実際の行動の裏付けとなる重要な要素となることから、正確性を確保しつつ、情報リテラシーの格差を考慮して、利用しやすい状態で提供される仕組みの充実を図ります。

行政の主な取組	○地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有 ○環境保全活動に対する支援・助成等に関する情報の収集・提供 ○環境に関する情報の提供・共有の仕組みの構築
市民の取組例	○地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有・活用
事業者の取組例	○地域の環境や環境保全活動に関する情報の収集・共有・活用 ○事業活動における環境報告書等の作成・公表

施策 5-2-2 環境保全活動の推進

地域の環境課題の解決につながる環境保全活動のニーズの啓発を通じて、関係主体の活動を呼び掛けるとともに、新たな担い手の発掘等により環境保全活動の実施主体の充実を促進します。

また、地域での環境保全活動を担う各主体では、環境教育、環境学習、自然体験等の機会を活用して、多様化する地域の環境課題の理解を深め、取組に関する方向性を共有することによって、地域の環境の向上に向けた行動の活性化を図ります。

行政の主な取組	○地域の環境保全活動に関する情報の収集・共有・支援 ○地域の環境保全活動に対する支援
市民の取組例	○地域の緑化・美化・環境保全活動への参加、生きものの生息・生育状況調査の実施・参加 ○地域コミュニティ組織等による環境保全活動の実施・参加
事業者の取組例	○事業所等又は従業員の地域の緑化・美化・環境保全活動への参加、生きものの生息・生育状況調査の実施・参加、地域で行われる環境保全活動への協力 ○地域貢献活動の実施

施策 5-2-3 パートナースhipによる施策の推進

環境保全活動に関する情報の共有を通じて、主体間の連携による共通認識や持続的な連携・協働体制の構築を図り、環境を始めとする地域課題の解決に向けた多様な視点・立場による実行力のある行動を促進します。

環境保全活動の担い手として、学校や教育機関等と連携した若者の意見の吸上げやパートナーシップによる多様な主体との連携・協働の取組の推進により、持続可能な地域づくりで行動する人材の育成を推進し、地域全体の課題解決力の向上を図ります。

行政の主な取組	○地域の環境保全活動に対する支援 ○各主体間の情報共有・連携の促進、地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有 ○中間支援機能の活用検討
市民の取組例	○地域における環境保全活動の実施・参加 ○地域活動団体の活動や協働取組への参加 ○地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有
事業者の取組例	○地域における環境保全活動の実施・参加 ○地域活動団体の活動や協働取組への参加・協力 ○地域の活動主体の持つ技術・資源に関する情報収集・共有



ストップ温暖化教室（東小学校）

